条件付一般競争入札参加要項

1. 入札に付する事項

⑴　工 事 名　　大阪狭山市立第七小学校増築工事

⑵　工事場所　　大阪狭山市立第七小学校（大阪狭山市東茱萸木二丁目８６５番地）

⑶　工事期間　　議会議決日の翌日から令和８年３月３１日まで

⑷　工事概要　　【工事内容】
・校舎増築工事（平屋建て３教室、軽量鉄骨造）
・渡り廊下設置工事

2. 予定価格及び最低制限価格

⑴　予定価格　　￥１８０，８７０，０００－（税抜）

⑵　最低制限価格　　￥１６６，４００，０００－（税抜）

3. 入札に参加する者に必要な資格

本市における令和６・７年度の入札参加資格審査を受けて、有資格者登録名簿に建築一式工事で登載された者であって、次に掲げる要件のすべてを満たしているもの

⑴　地方自治法施行令第１６７条の４第１項及び第２項の規定に該当しない者

⑵　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第１５条の規定に基づく特定建設業の許可を受けている者

⑶　大阪狭山市契約関係暴力団排除措置要綱（平成２５年大阪狭山市要綱第３２号）第２条に規定する入札等参加除外の措置要件に該当しない者

⑷　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者にあっては、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。

⑸　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条に規定する更生手続開始の申立てがなされている者にあっては、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定を受けていること。

⑹　入札に参加しようとする他の者との間に資本又は人事面において関連がない者であること。

⑺　建設業法第２７条の２３第１項に規定する経営事項審査を受けている者

⑻　大阪狭山市建設工事等指名停止要綱（平成２９年大阪狭山市要綱第８号）に基づく指名停止措置期間中でない者

⑼　次に掲げる各号のいずれかに該当している者

①　本市の令和６・７年度有資格者登録名簿に建築一式工事Ａ等級（※入札参加資格申請時点の経営事項審査の総合評定点が１，３０１点以上の者）で登載されており、かつ、条件付一般競争入札参加申請時点における経営事項審査結果の総合評定点が１，００１点以上１，３００点以下の者

②　本市の令和６・７年度有資格者登録名簿に建築一式工事Ｂ等級（※入札参加資

格申請時点の経営事項審査の総合評定点が１，００１点以上１，３００点以下の者）で登載されており、かつ、条件付一般競争入札参加申請時点における経営事項審査結果の総合評定点が１，００１点以上の者

③　大阪狭山市内に事務所（建設業法上の営業所をいう。）を有する地元業者は、登録時点において建築一式工事Ｃ等級（※入札参加資格申請時点の経営事項審査の総合評定点が７２１点以上１，０００点以下の者）で登載されているもの、または、条件付一般競争入札参加申請時点における経営事項審査結果の総合評定点が７２１点以上の者

⑽　過去１０年間に国（独立行政法人等を含む。）又は地方公共団体において、居ながら施工（市役所庁舎・学校施設・病院等の機能を継続して使用しながら行う工事をいう。以下同じ。）による同規模以上の工事の元請工事施工実績のある者

ただし、市内業者は、上記元請工事施工実績については免除する。

4. 入札参加資格の審査

⑴　入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

①　競争入札参加資格確認申請書（様式第１号）

②　特定建設業の許可証明書（写し可）

③　経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書（写し可）

④　工事施工実績調書（同規模以上）（添付資料－１）※市内業者は不要。

※入札公告に掲げる条件を満たす工事であること及び工事概要を確認できる書類（工事契約書の写し、工事実績情報システムに登録されている竣工時カルテの写し、設計図書の写し等）

⑤　監理技術者等配置予定調書（添付資料－２）

※資格を証明する公的機関の免許等の写し

⑥　雇用保険資格取得確認通知書及び健康保険被保険者証の写し

⑦　居ながら施工の工事実績申立書（添付資料－３）※市内業者は不要。

※居ながら施工であることが確認できる書類（仮設計画図、仕様書等）

⑧　参加資格確認調書（添付資料－４）

⑨　大阪狭山市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書（添付資料－５）

⑩　社会保険等加入に関する誓約書（添付資料－６）

⑪　競争入札参加資格確認申請受付書（添付資料－７）

⑫　競争入札参加資格確認申請受付確認票

⑬　簡易書留料金分を加えた料金（４６０円）の切手を貼った本市の封筒

⑵　入札参加資格確認申請書等の提出書類は、入札参加資格確認申請期限までに受付場所に持参して提出しなければならない。

⑶　証明書類は、令和７年２月１日以降に発行された最新のものを提出すること。

⑷　提出された資格確認資料は、返却しないものとする。

5. 入札参加資格確認申請書類の用紙配布

⑴　配布期間　　公告の日から令和７年６月１９日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前１０時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

⑵　配布場所　　大阪狭山市狭山一丁目２３８４番地の１
大阪狭山市役所　２階　総務部　資産活用・契約グループ

6. 入札参加資格確認申請の受付

⑴　受付期間　　公告の日の翌日から令和７年６月１９日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前１０時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

⑵　受付場所　　５の⑵に同じ。

7. 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認申請の提出書類により入札参加資格を審査し、その結果を令和７年７月３日（木）付けで通知する。なお、入札参加資格を認めなかった者には、その旨の理由を付して通知する。

8. 現場説明資料（図面等）の配布

⑴　入札参加者資格を有すると認めた者には、現場説明資料を次のとおり配布する。

ア　配布場所　　大阪狭山市役所　３階　第１会議室

イ　配布期間　　令和７年７月９日（水）の午前１０時から正午まで

ウ　受取り方法等　名刺１枚持参し、現場説明資料（図面等）が入ったＣＤ－Ｒ等と交換する。

⑵　現場説明資料の質疑応答について

ア　現場説明資料に関し、質疑がある場合はその内容を記載の上、質疑書として次のとおり提出すること。また、質疑のない場合も質疑のない旨を報告すること。

提出期限　　令和７年７月１４日（月）午後３時まで

提 出 先　　大阪狭山市　教育委員会事務局　教育部　教育政策グループ

提出方法　　メール

メールアドレス　　kyouikushisetu@city.osakasayama.osaka.jp

イ　質疑に関する回答は、令和７年７月２２日（火）午後４時までに入札参加資格を有する者すべてにメールにて回答する。

9. 入札に参加できない者

⑴　入札参加資格確認申請期限までに申請しなかった者又は入札参加資格を認められなかった者

⑵　入札参加資格確認申請時から入札時までの間において、当該実施要項中「３．入札に参加する者に必要な資格」に規定する要件に該当しなくなった者

10. 入札保証金

大阪狭山市財務規則第１２０条第１項第３号の規定により免除

11. 入札執行の日時及び場所等

⑴　入札日時　　令和７年７月３０日（水）
　　時間は、配布資料の入札要項に記載

⑵　入札場所　　大阪狭山市役所　３階　第１会議室（※変更の場合あり）

⑶　その他　　入札の参加者は、１者について原則１名とし、競争入札参加資格確認通知書を持参すること。

12. 入札方法等

⑴　本市所定の入札書に必要事項を記載、押印し、入札すること。封かんは不要。

⑵　入札参加者は、代理人をして入札に参加させるときは、本市所定の入札代理人用委任状を提出し、かつ、入札書には住所、商号又は名称、代表者氏名、代理人氏名を記載し、代理人の押印をもって入札すること。

⑶　電報又は郵送による入札は認めない。

⑷　提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

⑸　入札参加者は、見積もった契約希望金額より消費税及び地方消費税相当額を減じた金額（消費税額等を含まない価格）を入札書に記載すること。
落札者の決定は、本市予定価格の範囲内で最低価格（最低制限価格以上）の入札者をもって落札者とする。

⑹　落札となるべき同一金額の入札をした者が２人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

⑺　入札執行回数　１回

⑻　その他入札方法等については、関係法令の定めるところによる。

13. 入札の無効

次に掲げるいずれかに該当する入札は、無効とする。

⑴　競争に参加する資格を有しない者のした入札

⑵　入札要項を提出しない者のした入札

⑶　委任状を持参しない代理人のした入札

⑷　記名又は押印を欠く入札

⑸　金額を訂正した入札又は金額の記載が不鮮明な入札

⑹　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札

⑺　明らかに連合によると認められる入札

⑻　同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理人をした者の入札

⑼　同一事項に対して、同一人が２通以上した入札

⑽　入札価格の内訳書（※法定福利費の金額の記載があるものを含む。）の提出がな

されないで行った入札

⑾　最低制限価格を下回る金額の入札

⑿　予定価格を上回る金額の入札

⒀　その他入札に関する条件に違反した入札

14. 契約保証金

契約保証金の額は、契約金額の１００分の１０以上とし、大阪狭山市財務規則第１３６条第３項第１号の規定により公共工事履行保証保険による保証に付すこととする。

15. 契約の締結

落札者は、落札の日から２日以内に本工事に係る工事請負契約の仮契約を締結するものとする。この仮契約には、大阪狭山市議会の議決を得たとき本契約としての効力を生じるものとする旨工事請負契約書に（特記事項）を付記するものとする。

16. 支払い条件

前金払い４０％、中間前金払い２０％、残額完了払い

17. その他

⑴　入札参加者は、図面及び入札のしおり等を熟読し、大阪狭山市財務規則をはじめ地方自治法、同法施行令等の関係法令を遵守すること。

⑵　現場説明会は行わない。

⑶　入札者が１者の場合は入札を行わない。

⑷　下請業者の選定及びに建設資材等を購入する場合は、可能な限り地元業者を活用すること。

⑸　下請代金や支払条件の決定に当たっては、建設業法その他関係法令を遵守し、下請人等にしわ寄せが生じないようにすること。

18. 問い合わせ先

〒５８９－８５０１

大阪狭山市狭山一丁目２３８４番地の１

大阪狭山市役所　総務部　資産活用・契約グループ

（電　話）　０７２－３６６－００１１　（内線２７１、２６１）

（ＦＡＸ）　０７２－３６７－１２５４